

徳島県吹奏楽連盟規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は徳島県吹奏楽連盟という。

(事 務 局)

第2条 本連盟は事務局を事務局長の属する場所におく。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、徳島県の吹奏楽の普及向上に寄与するとともに団体相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コンクール・コンテストなどの開催
- (2) 吹奏楽祭の開催
- (3) 講習会の開催
- (4) 会報発行等情報の伝達
- (5) その他本連盟が認めた事業

第三章 加盟資格

(資 格)

第5条 本連盟への加盟資格は徳島県に所在地をもつ小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般のアマチュア団体で所定の手続きをすることによって取得する。

2 本連盟に加盟することによって四国吹奏楽連盟及び全日本吹奏楽連盟へ自動的に加盟することになる。

第四章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟は次の役員を置く。

理 事 長	1名
副 理 事 長	若干名
事 務 局 長	1名
事 務 局 次 長	若干名
財 務 部 長	1名
財 務 部 次 長	1名
事 業 部 長	4名
事 業 部 次 長	各事業部に1名
事 業 部 会 計	各事業部に1名
事 業 部 運 営 委 員	各事業部に必要とされる人数
監 事	2名程度

(役員 の 選 出)

第7条 役員は次の方法にて決定する。

- (1) 理事長は総会で選挙により選出する。
- (2) 副理事長、事務局長、事務局次長、財務部長、事業部長、監事は理事長が委嘱する。
- (3) 理事は副理事長、事務局長、事務局次長、財務部長、各事業部長をあてる。
- (4) 事業部運営委員は理事会で選出し、総会で承認する。

(役員 の 職 務)

第8条 役員 の 職 務 は 次 の と お り と す る 。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、その運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 事務局長は運営全般の事務的掌理にあたる。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 財務部長は本連盟の経理を担当する。
- (6) 財務部次長は財務部長を補佐する。
- (7) 事業部長は事業部会を組織し、本連盟の運営事業に必要な事項について審議し、理事会の決定に基づき、日常の事務及び事業の執行に従事する。
- (8) 事業部次長は事業部長を補佐する。
- (9) 事業部会計は事業部の経理を担当する。
- (10) 監事は本連盟の会計を監査する。

(役員 の 任 期)

第9条 役員 の 任 期 は 次 の 通 り と す る 。

- (1) 役員 の 任 期 は 2 年 間 と し、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員 の 任 期 は、残任期間とする。